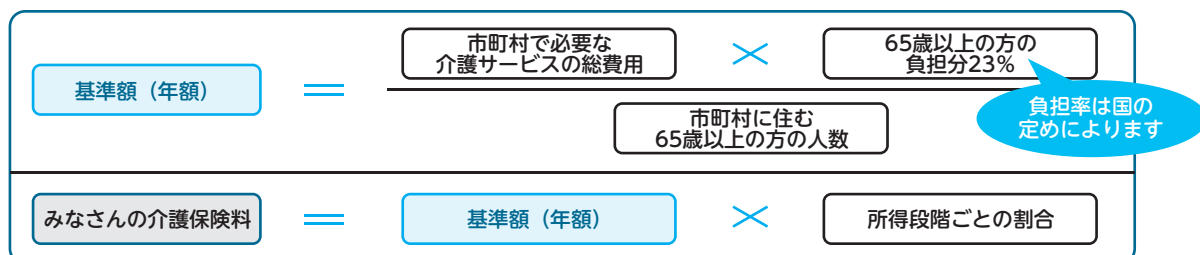


介護保険料の決まり方

介護保険は、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」と、国や都道府県、市町村が負担する「公費（税金）」を財源として運営されています。介護を必要とする方が利用した介護サービスの自己負担分（1割、2割または3割（*1））を除いた部分の費用が、この財源によりまかなわれています。

財源に占める割合は、65歳以上の方の保険料が23%、40～64歳の保険料が27%です（*2）。65歳以上の方の保険料は市町村ごとに異なり、その基準となる額はおおむね次のように算出されます。

*1. 平成30年8月から *2. 平成30年度から平成32年度までの割合



介護保険料は全国的に上昇傾向にあり、「介護サービスの総費用」×「65歳以上の方の負担分」の増加がこれに影響しています。

介護保険制度が今後も安定して運営され、介護保険料の上昇を緩やかにするためには、真にサービスが必要としている方が過不足なくサービスを利用するとともに、一人ひとりが主体的に健康づくりと介護予防に努めることが重要です。

鏡野町の第7期介護保険料

所得段階	割合	介護保険料（年額）	所得要件
第1段階	0.45	34,560円	・生活保護を受給している方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	0.75	57,600円	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	0.75	57,600円	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	0.90	69,120円	同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第5段階	1.00	76,800円（基準額）	同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方
第6段階	1.20	92,160円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	1.30	99,840円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	1.50	115,200円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	1.70	130,560円	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が300万円以上の方

■お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891